

裁判の意義

代表 脇本 征 男

私は、歯科技工士の資格を取得して43年間、ただひたすら業に忠実に従事してきました。今回、「海外委託は歯科技工士法違反」を唱えて裁判を提起し、全国80名の歯科技工士とともに戦ってまいりました。

「名誉が欲しいからだろう」「売名行為だ」「お金がほしいからだろう」「人騒がせな奴だ」等、「他人の口には戸は立てられない」とはいうものの現実の声として老翁の胸を突きます。

幸せに思うことは、この人以外はいないのではないかと思うくらい、忠実に依頼者側の心象を理解し、業の内容の充実、維持、発展を希求しつつ、真剣に目的達成を思考し、行動していただいている、人間的にも尊敬できる弁護士の方の川上詩朗先生にめぐり合えたことでもあります。

間違いなく、「大臣告示」を精査追求以来、8人目の先生であり、かけがえのない方です。現在は、こちらが激を飛ばされるくらい、前向きに運命共同体で突き進んでおります。

控訴審二回目公判に向かうため準備していた朝、一通の分厚い封書が届けられました。即開封すると、宮城県技副会長の熊谷美恵子さんからで、109筆の支援者署名簿とお手紙が添えてありました。紹介いたします。

前略

海外歯科技工物委託訴訟の支援者名簿を同封致します。

会員の取引先医院の先生方が、会議の席上で署名して下さった名簿もあります。

私も、先日スタディーグループで発表しました。

知らない方も多く、危機感すら感じていない人も居ました。

目先の生活に追われ、周りが見えていないということでしょうね。

明日、県、歯科医師会の会長と技工士会会長と私とで、県議会の各派を回ります。

当県技は、諦めず、やれることはやろう。

会員には現状を理解して貰おうと、努力しております。

取り敢えず、集まった枚数だけは送ります。

今後も署名運動を続行しますので、よろしくお願い致します。

寒さ厳しい折から お身体 お大切に

(社) 宮城県歯科技工士会 熊谷美恵子

現在、おかげさまで支援者名簿ご署名者は、13、544筆を頂戴いたしております。

国に挙げて頂いた「意見書」は6県市会、国会議員による「意見主意書」は4件、国会質問2件、国会議員単独の「意見書」一件と各階各層に甚大な反響を及ぼしております。

その他、全国38,000人の歯科医師で構成されている保団連の先生方は、我がこととして全面的に私たちに協力して頂き「海外委託阻止」運動を展開していただいております。また、全国の技工士学校の加盟する全国歯科技工士教育協議会は、厚生労働大臣に対して「嘆願書」を提出いただいております。

さらに、15人以上の規模でラボ経営者の集まりである、日本歯科技工所協会では、「海外技工物の流入を絶対阻止」という基本姿勢を公表し、絶大な運動支援を頂いております。ご承知の通り、提訴以来朝日新聞を皮切りに、業界紙は勿論のこと、週刊誌、日刊紙、テレビ、ラジオと、マスメディアも盛んに取り上げて頂いております。

一昨年10月の、九州、長崎県技の会員の熱い息吹に続いて、東北、宮城県技、福島県技と、全国14県技が、会を挙げて運動に賛同表明をしていただき活動して頂いております。他の都道府県技は、組織としては残念ながら、結局は日技と同じ「静観」ということです。私たちの運動に「賛成、反対」はあくまでも個人のお考えがありますから強制はできませんが、まず、今、何を論点に訴訟などを行っているのかという事ぐらひは、会員に、あるいは全技工士に、そして自らも、「知る、知らせる義務」があるのではないのでしょうか。歯科技工士で組織する「公益法人」とは、社会一般の利益、公共の利益を優先するということでは、その「必要性」の責任を、社会的に課されていると思います。

ある意味、現状では公益法人としての組織の義務違反（不作為）が問われかねません。なぜならば、最終判決はどうかは分かりませんが、法の下で、自らの業、身分、に関わる法律が侵され、凶らずも個人的な訴訟とはなっておりますが、そのことが国民の口腔衛生確保に関わる重大な法律問題であるという事実です。

まさに「公益の問題」を疎かにしているということは、歯科技工士としての名誉、誇り、生甲斐、やりがい、希望等、胸いっぱい抱きつつ健気に業をなしている、一人の歯科技工士としての存在意義を否定することになりませんか。

それでは公益法人としての業界組織の意味は何なのでしょう。

因みに私は、昭和47年からの「日技会員」です。

この度、控訴審第二回公判では、概略報告の通り口頭弁論は書面での応酬でしたが、昨年12月17日第一回控訴審の控訴理由書提出に対する、被告国側の反論がありましたが、それに対して原告側からの準備書面（1）として、今回提出しました。

国側は、すでに前回で十分議論を尽くしているという態度で、半分捨て鉢の言動が浮き彫りにされておりましたが、裁判長から「原告さんがこのように言っているので反論してください」と促される場面もありました。

それで、次回までに反論文書を上げるということになったのです。

証人尋問は、今回提出の私と、成田先生の陳述書で法廷維持できるということで却下されたのであります。

原告側は、実態に即した判断をということが根本にありますので、「保団連」の全国実態調査の結果を反映させたいことを申し上げ、了承されました。

今回の準備書面は、「憲法論」を重視した内容になっております。
今までも、基本的な 25 条の重要性、14 条「法の下での平等」の大切さは随所に訴えて参りましたが、国はもう凝り固まった歯科技工士像から抜け出ていないため、この憲法論議で基本的審議を深めようとするものです。

まず、法成立以前よりそれ以降も、歯科技工士は、法的にも実生活においても、差別的扱いを受けてきたことは自明の事実であります。このため、あらゆる政策、制度において、常に冷や水を飲まされて参りました。

これは、相手方のみを攻めるわけには行かない、国に関することでも、官民双方の問題解決に向けての認識不足、努力不足が拭い去ることはできません。

これらの問題が「差別、格差」として単直に言及することができない問題もあります。

しかし、今回の公判を機に、憲法論議で間口を拡げ、最高裁に行くための布石を打つことも大切かと考えております。それだけ、大切な問題であることを実感しております。

資料を添付しますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

- 1、閉廷後の報告会では、法廷外活動の充実発展を期して、国会議員対策と消費者センター（団体）に猛烈アタックすること。
- 2、街宣活動等で支援金カンパ・支援者名簿署名集め、できるだけ一枚でも多く収集。
- 3、支援者名簿は次回公判までまとめる。現在 1 3, 5 4 4 筆。
- 4、各所にアピールのための資料をまとめる。

次回、第三回公判は 4 月 15 日（水）午後 1 時 30 分 東京高等裁判所 817 号法廷で行なわれます。

見ず知らずの方からの 1000 円も、支援者名簿の一筆も、本当にありがたいことで、頭が下がります。本来であれば、拝眉の上直接お礼を申し上げるところですが、ぜひ関係された皆様方より心からの御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今後も、可能な限りご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

以上